

令和 6 年度

第 1 回 入間市社会教育委員会議

日 時 令和 6 年 6 月 2 8 日（金）

午後 2 時 0 0 分～ 3 時 3 0 分

会 場 入間市庁舎 C 棟 5 階 5 0 1 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 新委員委嘱状交付
- 3 新委員自己紹介
- 4 議長あいさつ
- 5 事務局紹介
- 6 協議事項
 - （1）社会教育関係団体補助金について
 - （2）公民館活動団体の減少について
- 7 報告事項
 - （1）各委員からの活動報告
 - （2）教育部社会教育担当各課からの報告
- 8 その他
 - ・ 次回の会議日程について
 - 第 2 回 9 月 2 7 日（金）午前 1 0 時～ 1 1 時 3 0 分
 - 入間市庁舎 5 階 5 0 1 会議室
- 9 閉 会

入間市社会教育委員名簿

任期：令和5年5月1日から令和7年4月30日まで

No.	氏 名	備 考
①	ひし 菱 さより	学校教育関係者 (豊岡小学校)
②	いいじま かずひろ 飯 鳶 一 博	学校教育関係者 (東金子中学校)
3	あんどう りゅうじ 安 藤 龍 嗣	学校教育関係者 (豊岡高等学校)
4	さとう きよみ 佐 藤 清 美	社会教育関係者 (市文化協会)
5	さいき しげる 齋 木 茂	社会教育関係者 (市スポーツ協会)
6	ねぎし きくら 根 岸 桜	社会教育関係者 (市子ども会育成会)
7	ながさわ けんじ 長 澤 健 次	社会教育関係者 (博物館ボランティア)
8	にしむら 西 村 めぐみ	社会教育関係者 (小学校図書サポートスタッフ)
9	さいとう かつひさ 齋 藤 勝 久	社会教育関係者 (元氣が出るふじさわ未来ネット)
10	むらの ゆうこ 村 野 裕 子	家庭教育関係者 (乳幼児サークル指導者)
11	よしの まさる 吉 野 勝	家庭教育関係者 (児童センター)
12	こうもり やすお 幸 森 康 夫	学識経験者 (入間市生涯学習をすすめる市民の会)
13	たなべ あけみ 田 辺 暁 己	学識経験者 (幼児教育)
⑭	みやじま かずこ 宮 鳶 和 子	学識経験者 (文芸入間編集委員)
15	しらき たかのぶ 白 木 賢 信	学識経験者 (東京家政大学)

議長：齋木 茂 副議長：西村 めぐみ

※ ○印は新任委員

入間市教育委員会事務局名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名
1	教育部	部長	浅 見 泰 志
2	教育部	次長	佐 藤 政 史
3	博物館	館長	大 久 保 卓
4	図書館	館長	平 岡 康 子
5	社会教育課	課長	浅 川 英 雄
6	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	奥 村 芳 人
7	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当副主幹	片 寄 智 恵
8	社会教育課	社会教育指導員	大久保 健一
9	社会教育課	社会教育指導員	浅 見 信 治

協議事項（１）社会教育関係団体補助金について

教育委員会所管の社会教育関係団体補助金一覧表

No.	団 体 名	令和５年度	令和６年度	備 考
1	入間市PTA連合会	719,000	557,000	社会教育課
2	入間市文化協会	1,406,600	1,249,200	社会教育課
3	入間市囲碁連盟	47,500	47,500	社会教育課
4	入間市中央少年少女合唱団	52,500	52,500	社会教育課
5	入間市民吹奏楽団	48,450	48,450	社会教育課
6	入間市民混声合唱団	49,400	49,400	社会教育課
7	入間市管弦楽団	37,050	37,050	社会教育課
8	ドラマフェスタin入間実行委員会	600,000	400,000	社会教育課
9	藤沢獅子舞保存会	44,000	44,000	博物館
10	上谷ヶ貫獅子舞保存会	44,000	44,000	博物館
11	高倉郷土芸能保存会	44,000	44,000	博物館
12	西久保観世音鉦はり保存会	44,000	44,000	博物館
13	新久はやし保存会	44,000	44,000	博物館
14	西三ツ木囃子連	44,000	44,000	博物館
	合計	3,224,500	2,705,100	

市長部局所管の社会教育関係団体補助金一覧表

No.	団 体 名	令和5年度	令和6年度	備 考
1	入間市青少年健全育成推進協議会	1,282,000	1,282,000	青少年課
2	入間市青少年相談員協議会	225,000	225,000	青少年課 青少年活動センター
3	入間市子ども会育成会連絡協議会	250,000	250,000	青少年課 青少年活動センター
4	入間市ボーイスカウト ガールスカウト連絡協議会	155,700	125,700	青少年課 青少年活動センター
5	入間市スポーツ協会	3,645,000	3,645,000	スポーツ推進課
6	入間市ミニバスケットボール連盟 (入間市ミニバスケットボール大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
7	入間市剣道連盟 (入間市少年剣道大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
8	入間市少年野球連盟 (入間市少年野球夏季大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
9	入間市柔道連盟 (入間市少年少女柔道大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
10	入間市サッカー協会 (入間市少年少女サッカー選手権大会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
11	入間市ジュニア新体操連盟 (入間市ジュニア新体操演技会)	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
12	佐渡市との姉妹都市交流事業	230,000 入間市陸上競技協会	230,000 西武スポーツ協会	スポーツ推進課 姉妹都市スポーツ交流事業
13	入間市わんぱく相撲推進会議 (わんぱく相撲入間大会)	71,000	71,000	スポーツ推進課
14	エキデン・クロカン大会実行委員会 (入間市駅伝競走大会 ・彩の森クロスカントリー大会)	2,777,000	2,777,000	スポーツ推進課
合計		8,845,700	8,815,700	

総計	12,070,200	11,520,800	
----	------------	------------	--

社会教育法

(昭和24年6月10日法律第207号)

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1. 社会教育に必要な援助を行うこと。
2. 社会教育委員の委嘱に関すること。
3. 公民館の設置及び管理に関すること。
4. 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
5. 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
6. 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
7. 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
8. 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
9. 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
10. 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
11. 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
12. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
13. 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
14. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
15. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
16. 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

17. 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
 18. 情報の交換及び調査研究に関する事。
 19. その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

〈中略〉

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

〈中略〉

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。

2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

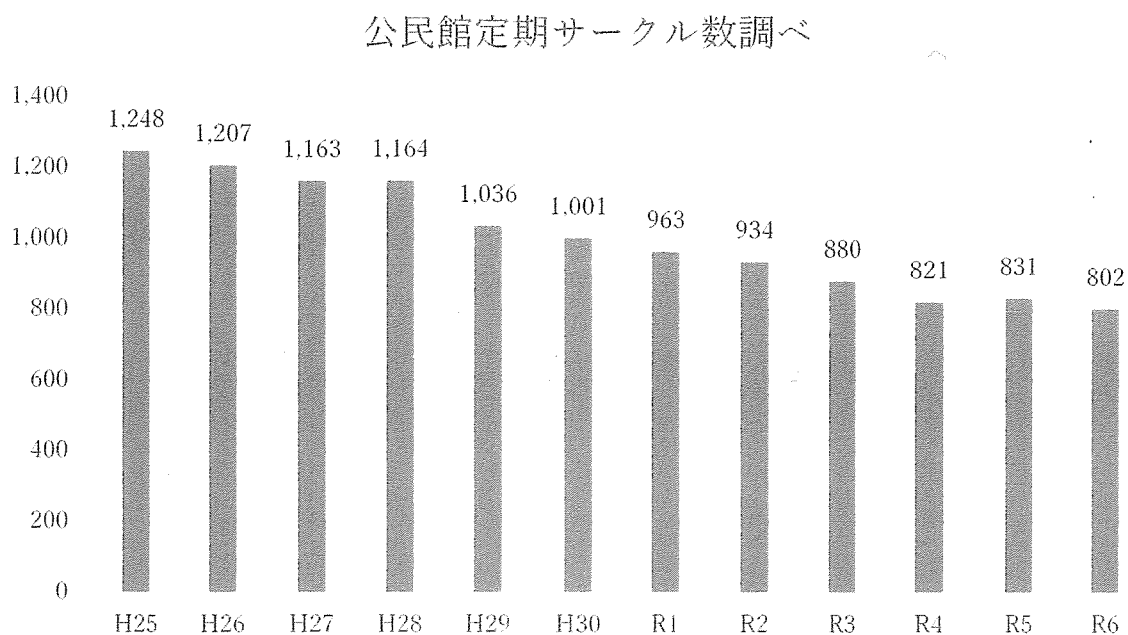
第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

〈以下、省略〉

協議事項（２）公民館活動団体の減少について

入間市の１３施設の公民館・分館で活動している公民館活動団体は年々減少しています。公民館を利用する定期サークルは、平成２５年度には１，２４８団体ありましたが、令和６年度は８０２団体と４００団体以上減少しています。（下図参照）



※各年度の４月１日現在の定期サークル数

【今年度のテーマ】

公民館を活用する団体が減少しているのは全国的な現象で、ライフスタイルの変化や地域における担い手不足が影響していると思われます。公民館の活性化と地域コミュニティの発展に向けて、さまざまな取り組みが求められている中で、今年度の社会教育委員会議では、地域における担い手不足を解消していく具体策として、「地域活動を支える人材の育成について」に焦点をあててご審議いただきたいと思います。

【今後のスケジュール】

回／開催時期	審議内容
第１回／令和６年 ６月	今年度テーマ設定についての説明
第２回／令和６年 ９月	地域活動を支える人材の掘り起こし策
第３回／令和６年 12 月	地域貢献のための生涯学習講座とは
第４回／令和７年 ３月	まとめ

【成果物の活用】

ご審議いただき最終的にまとめた意見書については、公民館運営審議会、地区センター運営検討委員会、地区センター長会議等で協議し、地域コミュニティの充実・発展につなげていきます。

報告事項（１）各委員からの活動報告

委員の皆様が行った（または行う予定の）社会教育活動や各所属団体における活動についてご報告をお願いします。

報告事項（２）教育部社会教育担当各課からの報告

社会教育課

（１）報告事項

- ・入間市地域学校協働活動推進員の委嘱について
全１１中学校区に推進員を配置、５月１７日に委嘱状交付式及び研修会を実施

（２）配付資料

- ・入間地区社会教育広報「さわらび」 第５６号
- ・社教連会報 No.94
- ・社教情報 No.90
- ・キッズ・アート・ギャラリー
- ・入間書人展
- ・美術展
- ・写真美術展

博物館

（１）報告事項

- ・「ALITお茶大学」開講について
地域を知る、お茶を楽しむをテーマに、２０期目のお茶大学を開催中
開催期間：５月１１日（土）から１２月７日（土）まで
全１３講座 募集人数７１５名【応募人数９２２名】
- ・「夏休みこどもお茶大学」実施について
７月３０日（火）、８月１日（木）、２日（金）１０：００～１２：００
申込期間：７月１０日（水）～１７日（水） 定員：各回２４名
- ・新一万円札発行記念イベント「くろぎんまつり」
新札発行を記念して、渋沢栄一ゆかりの「旧黒須銀行」でお金や銀行をテーマにした、賑やかなお祭りを開催【参加費無料】
日 時：７月６日（土）１０：００～１５：３０
◇旧黒須銀行特別公開、親子で学べるお金のあれこれ
むかしのお金ミニ展示、泥だんご教室、むかし遊び、ヨーヨー釣り
盆踊り、バンドネオンライブ、飲食コーナー
- ・「入間市西洋館の日２０２４」特別イベントについて
日 時：７月７日（日）１０：００～１６：００
◇入館料無料、記念品プレゼント【先着１０３名】
サクソフォン演奏会（１１：００～、１３：００～）
キッチンカー出店、館内みどころガイド

- ・博物館学芸員実習生の受け入れ

実習期間：7月23日（火）から8月2日（金）まで 10日間

受入人数：大学生9名

(2) 配付資料

- ・「旧石川組製糸西洋館 2024年一般公開」のちらし
- ・「くろぎんまつり」「入間市西洋館の日2024」のちらし
- ・「NEWS-ALIT」第115号

図 書 館

(1) 報告事項

- ・図書館金子分館の臨時休館について
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税事業について

(2) 配付資料

- ・図書館だより4月号

